



福島で安心して暮らせる環境づくりの取り組み



福島県内では、放射線量の低減を目指した除染や、放射線量のモニタリングなど、県民の皆さまに安心して生活していただくための取り組みが行われています。
また、福島県が整備する「環境創造センター」がこのたび開所となり、ふくしまの環境をよりよくするための取り組みを充実させていきます。

福島県内の除染の進捗状況

追加被ばく線量を年間1mSv以下にすることを長期的な目標とし、国や市町村等が主体となって、除染を進めています。

除染特別地域

警戒区域または計画的避難区域であった市町村

実施主体

汚染状況重点調査地域

年間追加被ばく線量1mSv以上の地域を含む市町村

実施主体

【除染特別地域(帰還困難区域を除く)の除染実施状況】

●国直轄除染の進捗状況(スケジュール)

平成27年9月30日現在

市町村名	除染計画	除染着手	除染の達成状況		除染終了時期(予定)
			宅地終了	残り終了	
田村市					平成25年6月
川内村					平成26年3月
檜葉町					平成26年3月
大熊町					平成26年3月
葛尾村					(平成27年内)
川俣町					(平成27年内)
飯館村					(平成28年内)
南相馬市					(平成28年度内)
浪江町					(平成28年度内)
富岡町					(平成28年度内)
双葉町					(平成27年度内)

出典:環境省の公表資料を基に作成

●国直轄除染の進捗状況(実施率*)

平成27年9月30日現在

	葛尾村	川俣町	飯館村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
宅地	100%	100%	100%	35%	21%	64%	14%
農地	95%	38%	44%	18%	30%	22%	7%
森林	99.9%	84%	70%	47%	34%	99%	3%
道路	68%	15%	29%	7%	52%	83%	—

出典:環境省公表資料

◎国直轄除染の対象となる11市町村のうち、田村市、川内村、檜葉町、大熊町では除染実施計画に基づく面的除染が終了。

*実施率…当該市町村の除染対象数量(面積等)に対し、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した数量が占める割合。



帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見直し、今後の住民の皆さまの帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿などを踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていくこととされています。

【汚染状況重点調査地域の除染実施状況】

平成27年9月30日現在

市町村	住宅(戸)			公共施設等(施設)		
	全体計画数	発注数	進捗数	全体計画数	発注数	進捗数
福島市	94,889	94,889	72,053	1,528	1,460	1,425
二本松市	20,000	19,294	16,180	670	668	253
伊達市	22,065	16,982	16,982	1,677	1,677	1,347
本宮市	9,756	9,756	4,227	207	207	207
桑折町	4,649	4,649	4,636	792	756	755
国見町	3,400	3,294	3,084	50	50	50
川俣町	6,201	6,201	5,983	164	164	164
大玉村	2,500	2,388	2,191	100	63	48
郡山市	100,000	94,891	67,461	1,040	1,040	974
須賀川市	14,000	13,825	8,392	463	456	402
田村市	11,691	11,691	11,675	648	648	636
鏡石町	3,698	1,659	693	73	73	73
天栄村	3,007	2,063	725	94	94	55
石川町	5	5	5	15	15	15
玉川村	811	811	811	9	9	9
平田村	5	5	5	5	5	5
浅川町				6	6	6
古殿町				6	6	6
三春町	5,500	4,972	3,059	250	243	181
小野町	3,332	3,332	3,332	162	162	162
白河市	12,060	9,600	7,220	343	341	341
西郷町	6,965	6,965	6,079	258	231	210
泉崎村	2,234	2,234	2,059	80	80	80
中島村	1,527	1,527	1,430	67	67	67
矢野町	6,425	6,425	5,827	27	24	21
棚倉町	1,504	1,502	490	65	65	31
鮫川村	219	219	219	5	5	5
会津坂下町	5,710	5,710	5,710	83	83	83
湯川村	481	481	481	41	41	41
会津美里町	497	497	497	20	20	20
新地町	2,609	401	401	22	22	22
相馬市	9,980	2,284	2,239	47	47	47
南相馬市	21,056	11,033	8,458	139	134	133
広野町	1,959	1,959	1,908	39	39	39
川内村	1,070	1,070	1,070	20	20	20
いわき市	54,565	31,085	27,909	408	408	408
合計	434,399	373,728	293,520	9,623	9,429	8,341
進捗率	—	86.0%	67.6%	—	98.0%	86.7%

※国が除染を行う地域及び除染実施計画を策定していない市町村は除外している。
※全体計画数については、今後の精査によって変更されることがある。
※「発注数」、「進捗数」は、平成23年度から平成27年9月末時点での累計を示す。
※「進捗数」には、調査発注後、詳細測定(事前測定)の結果により、除染が必要ないと判断されたものを含む。

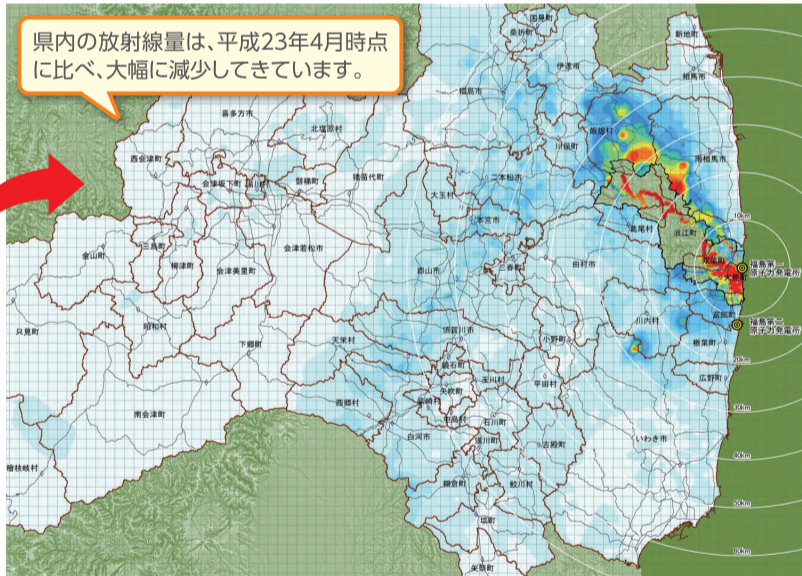
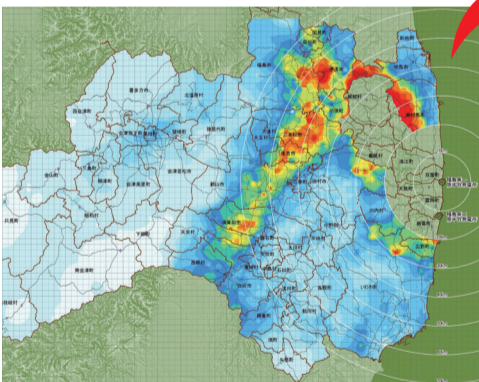
放射線量の低減状況

国及び福島県では、県内各地でモニタリングポストやリアルタイム線量測定システム等により、放射線量の測定を実施しています。以下は、福島県が実施した空間線量率のメッシュ調査結果及び今までの調査結果の推移です。

【福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果に基づく福島県全域の空間線量率マップ】

空間線量率(μSv/h)

0.0~0.1	0.6~0.8	1.6~1.8
0.1~0.2	0.8~1.0	1.8~2.0
0.2~0.3	1.0~1.2	2.0~2.5
0.3~0.4	1.2~1.4	2.5~3.0
0.4~0.6	1.4~1.6	3.0以上



県内の放射線量は、平成23年4月時点に比べ、大幅に減少してきています。

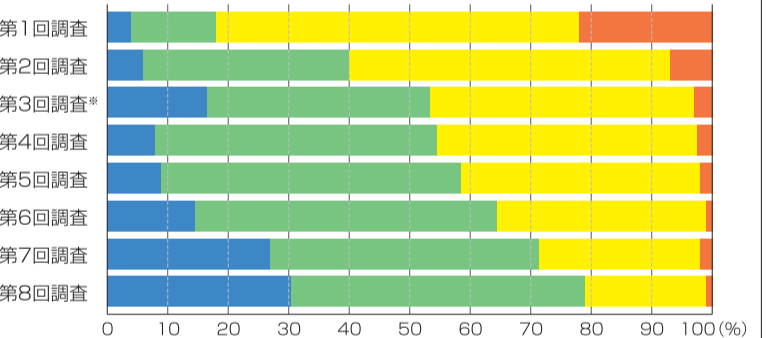
▲メッシュ調査 第1回
平成23年4月12日~4月16日 測定

▲メッシュ調査 第8回
平成27年5月13日~6月10日 測定

※帰還困難区域で実施した走行サーベイ(平成27年5月22日~29日実施)の測定結果を加えた形で作成。

【空間線量率別地点数の割合】

空間線量率(μSv/h) 0.1未満 0.1~0.2 0.2~1.0 1.0以上



※第3回調査については、冬の調査であったため、積雪の遮へい効果の影響と考えられる測定値の低下が見られます。

第1回~第8回の調査結果の詳細については、下記より福島県のWEBサイトをご覧ください。

福島県 環境放射線モニタリング・メッシュ調査

検索

問 福島県庁 放射線監視室 ☎024-521-8498

目指すのは、みんなが安心して暮らせる環境づくり

環境創造センターの一部施設が開所しました!



福島県では、県土の環境を回復し、県民の皆さまが将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、環境創造センターの整備を進めてきました。

そのうち、三春町の本館と環境創造センターの出張所である南相馬市の環境放射線センターが完成し、それぞれ10月27日と11月16日に開所式が執り行われました。

本館では、会津、中通りの環境放射能モニタリングのほか、県内の環境保全に係る調査分析や、県土の環境回復・創造に向けた調査研究を行います。

南相馬市の環境放射線センターでは、原子力発電所周辺の空間放射線の常時監視を含めた浜通りの環境放射能モニタリングを行います。

なお、平成28年度には、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が入居する研究棟と、子どもから大人まで放射線について学ぶことができる展示室や360度全球型シアターを備えた交流棟が完成し、全面開所する予定です。

問 福島県環境創造センター ☎0247-61-6111



環境創造センター本館(三春町)



本館開所式の様子



環境放射線センター(南相馬市)



環境放射線センター開所式の様子



復興公営住宅の入居者募集について

募集中!

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅の整備を進めています。このうち第4期分として706戸の入居者を、平成28年1月12日まで募集しています。

団地の情報や申込方法など詳細は下記までお問い合わせください。WEBサイトでもご覧いただけます。

復興公営住宅の新規募集は、平成28年6月頃に行う第5期募集をもって完了となる予定です。なお、空き住戸の募集はその後引き続き行います。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320

復興公営住宅 入居

検索



応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の 供与期間について



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、平成29年3月末まで1年間延長することといたしました。平成29年4月以降については、被災時にお住まいだった市町村により取扱いが異なります。

1 避難指示区域から避難されている方(平成27年6月15日時点)

平成29年4月以降の供与期間については、今後判断します。

2 避難指示区域以外から避難されている方(平成27年6月15日時点)

災害救助法に基づく仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。※自宅が地震・津波による被害を受け、災害公営住宅や土地区画整理事業等の進捗状況により、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。詳細につきましては、今後決まり次第お知らせいたします。

福島県ふるさと住宅移転(引越)補助金の 受付開始について(平成27年12月14日から)

東日本大震災により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等への移転をした場合に要した費用について、補助金を交付します。



対象世帯

※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります。
県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯。

なお、事業開始前(平成27年12月6日まで)に既に移転が完了している世帯については、応急仮設住宅等に2年を超えて居住した世帯を対象とします。

応急仮設住宅等

建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみならず仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅
避難前住居・新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅・地震・津波被災者向け、その他公営住宅等

補助額

※(内)は単身世帯の額
●県外からの移転 10万円(5万円) ●県内からの移転 5万円(3万円)

申請の流れ

※①には、借上げ住宅等の契約書、退去申出書(これから退去される方)等の写しの添付が必要となります。

① 応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)を避難元市町村に提出し、確認を受けてください。

② 市町村の確認を受けた書類と以下の**必要書類**を、県へ郵送してください。

必要書類

※申請書様式は県避難者支援課HP、県地方振興局企画商工部各市町村窓口にて設置しております。
① 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)

② 応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式) ※避難元市町村の確認を受けたもの

③ 自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し(第3号様式に貼付)

④ 補助金の入金口座が確認できる預金通帳の写し

申請期限

※(内)は事業開始前(平成27年12月6日まで)に移転が完了した世帯の提出期限
① 避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)の提出期限
自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の15日(平成28年3月15日)

② 県への補助金申請期限(期限日までの消印有効)
自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の末日(平成28年3月31日)
※その他、申請方法や添付書類等の詳細については、「福島県ふるさと住宅移転補助金の交付について(補助金申請要領)」をご確認ください。

問 福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎012003003059
(月曜～金曜 9時～17時/祝日・年末年始を除く)

調査にご協力ください! 住まいに関する 意向調査について



福島県では、応急仮設住宅の供与が平成29年3月末をもって終了する避難指示区域外から避難されている皆さまを対象に、「住まいに関する意向調査」を実施します。この調査は、平成29年4月以降の住まいの確保状況やご意向についてお聞かせいただき、今後の住宅確保等の支援に役立てることを目的として実施するものです。

つきましては、調査票がお手元に届きましたら、現時点のお考えを記入の上、回答期日までに同封の返信用封筒にてご返送ください(切手不要)。ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

※平成28年1月中旬頃を目途に、各避難世帯に調査票をお送りする予定です。
※県内外に避難されている皆さまを対象に、現在の生活状況等の把握を目的として実施する「福島県避難者意向調査」につきましては、別途平成28年2月中旬頃の実施を予定しております。

住宅の二重ローン 返済の支援について



東日本大震災により半壊以上の被害を受けた住宅にローンが500万円以上残っていた方が、福島県内で住宅を購入・建設または建物の修繕のために、新たに資金を500万円以上借り入れた(または借り増した)場合、既存の住宅ローン5年分の利子相当額(最大140万円)を一括補助します。

※平成27年10月末時点で、お5件約1億8,000万円(ご利用いただいております)。

申し込み手続き
新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申し込みできます。住宅ローンを取り扱う金融機関や手続きの詳細は、左記WEBサイトをご覧ください。

問 被災者向け住宅相談窓口
☎024-52117698
福島県庁 建築指導課分室
☎024-52115764

原子力損害賠償 居住確保に係る 費用等の賠償について



東京電力では、避難指示区域内(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域(既に解除された区域を含む))にお住まいであった方を対象として、居住確保に係る費用等の賠償の請求を受け付けています。そこで、本号では賠償の対象となる費用や費用の使い道の具体例について紹介いたします。

賠償の対象となる費用については、「住宅の建替え・修繕費用」「住宅・宅地の購入費用」の他にも次のような費用が対象となります。

- 移住先の借家の家賃
- 老人ホームの入居費用
- 復興公営住宅の家賃
- 既に負担している住宅・宅地の購入費用または住宅の建替え及び解体費用(平成23年3月11日以降)
- 倉庫・納屋の新築費用

※上記の賠償については、次の点にご留意ください。

● 賠償請求に当たっては、宅地・建物等の賠償に合意していることが必要です。
● 受領済の宅地・建物等の賠償金額を超えた金額が賠償上限金額の範囲内で支払われます。

(例) 同一世帯内で移住と帰還に分かれる^{※3}場合

賠償可能金額の内訳 (帰還先住居の建替え・修繕費用)	
住宅	1500万円
解体費用	実費分

追加賠償金額の内訳 ^{※1}	
住宅の建替え工事費用	1000万円
建替えに要した解体費用	300万円 ^{※2}

追加賠償金額の内訳 ^{※1}	
住宅の購入費用	500万円

※1 既に支払い済みの宅地・建物等の賠償金額を超えた金額が追加で賠償されます(対象資産に応じた賠償上限金額あり)。
※2 帰還先住居の建替えに要した解体費用については、賠償上限金額とは別に、必要かつ合理的な範囲内で賠償されます。
※3 事故時点において避難指示区域内の住宅(同一世帯内の方が所有するもの)に居住されていた方が、帰還または移住に伴ってお住まいになる住宅等に関する費用が賠償の対象となります。

※この賠償については、これまで本紙の第20、23、24、36号でご案内しておりますので、ご参照ください。また県のWEBサイトにも説明資料を掲載しております。

問 福島県原子力損害賠償等に関する問い合わせ窓口
☎024-52331501(平日 8時30分～17時15分)

帰還支援アプリリリースのお知らせ

福島県では、このたび、避難されている方などに対して帰還を支援する情報やふるさとの情報を提供するスマートフォンやタブレット向けのアプリケーションを開発し、11月6日に利用を開始しました。避難元やお住まいの市町村の情報が閲覧できます。ダウンロード(無料)は、「App Store」「Google Play」から「帰還支援アプリ」で検索してください。

閲覧できる情報

- 学校
- 学童クラブ
- 公営住宅
- イベント情報
- 保育所
- 福祉施設
- 商店街
- 幼稚園
- 病院
- 役所

アプリのダウンロードはこちらから



地域の再生に向けた動きを伝える 「ふるさとの今」

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、楡葉町からのレポートをお届けします。

楡葉町 仮設郵便局が営業開始

今年10月、震災後、営業を休止していた郵便局が仮設郵便局として再開しました。再開当日には、日本郵政が開所式を開催。町民の皆さんには事前にタブレットで情報を渡し、楡葉町長、議会議長にもご出席いただきテープカットなどを行いました。これまで広野町まで行ったり、避難先の郵便局を利用したりしていた町民も、「これで遠くまで行かなくても用が済む」と大喜びです。このように、楡葉町では復興に向けて少しずつ前進しています。今後も、商業施設や病院など生活に必要な機能が順次整備される予定です。